

松阪市排水設備工事の事務手続き

(申請書作成要領)

松阪市上下水道部

令和3年4月作成

排水設備工事の流れ

指定工事店は、申請人より排水設備工事の申し込みがあれば、下記要領にて手続きを行う。

- ① 申請者から工事依頼を受ける。
- ② 工事に必要な現地調査や測量を行い、工事費の見積りをする。
- ③ 排水設備工事の契約の締結（申請者と指定工事店）
- ④ 工事の「排水設備等計画確認申請書」2部（1部コピー可）を市に提出する。

提出書類…「排水設備等計画確認申請書」、「排水設備工事調書」、「位置図」、「平面図・配管立図」

（水洗化補助金制度、融資あっせん制度を利用する場合は、同時に申請をお願いします）

- ⑤ 市から「排水設備等計画確認通知書」を受け取る。
- ⑥ 工事着手

（「排水設備等計画確認通知書」を受けた後、原則2ヶ月以内に工事に着手する。）

- ⑦ 工事完了

（工事完了後7日以内に「排水設備等工事完了届」を市に提出する。）

提出書類…「排水設備等工事完了届」、「公共下水道使用開始届」、「平面図・配管立図」、「浄化槽廃止届」

- ⑧ 市の完成検査を受ける。

（下水道使用開始 → 使用料金計算開始）

排水設備工事事務

1. 指定工事店による手続きの代行

排水設備工事の市への手続きは、排水設備指定工事店が申請者に代わり書類の作成、提出を行います。(松阪市排水設備指定工事店でなければ、公共下水道へ接続する排水設備工事は施工できません。)

2. 申請書作成要領

(排水設備等計画確認申請書…記入例 1)

① 設置場所…排水設備の設置又は水洗便所を築造する場所を記入。

② 申請区分…当該申請の目的にあった箇所に「レ」を記入。

・排水設備の区分

新設…公共下水道を使用するため、新たに排水設備を設置する場合。

増設…既存設備に加え、さらに設備の増設をする場合。

改築…既存設備に対し、改修等を行う場合。

変更…当初申請後、大幅に施設の変更が生じ改めて申請を行う場合。

・水洗便所の区分

新設…汲取り便所から水洗便所に改造する場合、又、新築で水洗便所を設ける場合。

増設…既存設備に加え、水洗便所を増設する場合。

改築…既存設備に対し、水洗便所の改修等を行う場合。

変更…当初申請後、大幅に施設の変更が生じ改めて申請を行う場合。

また、廃止便所の形態を記入して下さい。

③ 使用者…下水道料金を納付する方を記入。水道水を使用される場合は、水栓番号を記入。

④ 使用水の区分…使用される水の区分(井戸水を排除する場合、下水道使用料について料金係と協議をお願いします)

⑤ 使用目的…排水設備を設置する建物の使用目的。

⑥ 使用人数…排水設備を使用する世帯の人数。

⑦ 敷地面積

建物延べ面積…排水設備の平面図を基に面積を記入。

⑧ 汚水排除量…使用目的が事業場、工場、官公署の場合に記入。

⑨ 権利承諾の欄…借地人、借家人の場合、又は他人の排水設備を利用する場合の承諾。

⑩ 指定工事店…施工業者及び責任技術者等の記名押印。

⑪ 予定工期…着手、完了予定日の記入。

(排水設備工事調書…記入例 2)

① 種別欄…工事の種別ごとに内訳を記載。

(例 水洗便所工事、ます工事、配水管工事、附帯工事等)

- ② 数量…平面図及び配管立図を基に計上。
- ③ 諸経費、消費税…適宜計上の事。消費税は単価に含んでも可。(ただし、水洗化補助金・融資あっせん制度も合わせて申請する場合は消費税は単価と分けて計上)
- ④ 用紙が複数枚になっても可。

(位置図…記入例 3)

- ① 工事箇所わかる位置図。(縮尺は 1,500 分の 1 から 5,000 分の 1 程度)

(平面図・配管立図…記入例 4)

- ① 縮尺は 200 分の 1 以上を標準とし必要に応じて縮尺を変更できる。
(図面が複数枚となっても可。)
- ② 記載例、記号等は「下水道排水設備指針と解説」に準じる。
- ③ 申請時は正副で 2 部、排水設備等工事完了届提出時には所定の用紙に完成時の寸法を記載し提出。

(その他)

- ① 阻集器、排水槽等特別な施設を設置する場合は構造図・容量算定計算書等を添付のこと。
- ② 「排水設備等計画確認申請書」「排水設備工事調書」「位置図」「平面図・配管立図」の順にクリップで留め正副 2 部提出。(排水設備等計画確認通知書に副本を添付してお返しします。)

(排水設備等計画変更確認申請書)

当初申請の事項に変更が生じた場合、提出が必要。

(変更が生じた場合は、事前に上下水道部と協議してください。)

＊提出を必要とする例

- 1. 使用水の区分、使用人数、汚水の排除量等使用の態様に変更が生じた場合。
- 2. 排水系統に大幅な変更が生じた場合。
- 3. 排水勾配が変更となる場合。
- 4. その他。

3. 完了届作成要領

(排水設備等工事完了届…記入例 5)

(公共下水道使用開始届…記入例 6)

- ① 「平面図・配管立図」は完成時の配管と寸法を記載のこと。
- ② 工事完了後 7 日以内に提出のこと。

(連続して工事を行わない場合は、一部の工事(土間コンクリートなど)が未施工でも、排水が公共下水道に流入する管工事が終わったら工事完了とみなします。)

- ③ 「排水設備等工事完了届」「公共下水道使用開始届」「平面図・配管立図」「浄化槽廃止届」をクリップ留めして1部提出。

4. 完成検査

- ・排水設備等工事完了届の提出により完成検査を行います。
(下水道排水設備工事責任技術者の立会いをお願いします。)

(記入例. 1)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 松阪市上下水道事業管理者

申請者 住 所 松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1
氏 名 松阪 太郎
(電話 0598 (53) 4132)

排水設備等計画 (変更) 確認申請書

排水設備の新設 (変更) について計画の確認を受けたいので、松阪市公共下水道条例第 5 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、下記のとおり申請します。

記

設 置 場 所	松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1				
申 請 区 分	排 水 設 備	☒ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築 ☐ 変更			
	水 洗 便 所	☒ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築 ☐ 変更 ☐ 単独浄化槽廃止 ☐ 合併浄化槽廃止 ☒ 汲取り式便槽廃止			
使 用 者 (使用料納付者)	住所 松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1 氏名 松阪 太郎 (電話 0598 (53) 4132)				
使用水の区分	☒ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 水道水と井戸水併用 ☐ その他 () ※ 水道水使用の場合 (水栓番号 第 123456 号)				
使 用 目 的	☒ 一般家庭用 (☒ 住宅 ☐ 共同住宅等) ☐ 官公署・学校用 ☐ 病院用 ☐ 営業用 ☐ 会社・工場用 ☐ その他 ()				
使 用 人 数	〇 人	敷 地 面 積	〇〇 m ²	建物延べ面積	〇〇〇. 〇〇 m ²
汚水排除量 (営業用・工場用・官公署用のみ記入)	日最大 m ³				
権 利 承 諾 の 欄	※申請者が借地人、借家人の場合又は他人の排水設備に接続する場合				
家 屋 の 所 有 者	住所	申請者以外の権利 者がある場合記載		氏名	
土 地 の 所 有 者	住所			氏名	
排水設備の所有者	住所			氏名	
指 定 工 事 店 (施工業者)	所在地	松阪市〇〇町××番地			
	名称 (商号)	甲山設備(有)			
	代表者	甲山 二郎			
	指定工事店番号	第 1 2 3 4 号 (電話 0598 (〇〇) 〇〇〇〇)			
	責任技術者氏名	乙山 三郎 (登録番号 第〇〇〇〇〇〇号)			
予 定 工 期	着工日	〇〇年〇〇月〇〇日		完了日	〇〇年〇〇月〇〇日
※変 更 の 場 合	確認番号	第 号		確認年月日	年 月 日
備 考	確 認 番 号 (記入しないでください。) 第 号				

(注) 1 申請者が法人の場合は、「氏名」の欄に名称及び代表者氏名を記入してください。
2 □は、該当する所に正確に「レ」を記入してください。
3 変更の場合は、「備考」の欄に変更理由を記入してください。
4 この申請書は、正副各 1 通を提出してください (副本については、コピー可)。

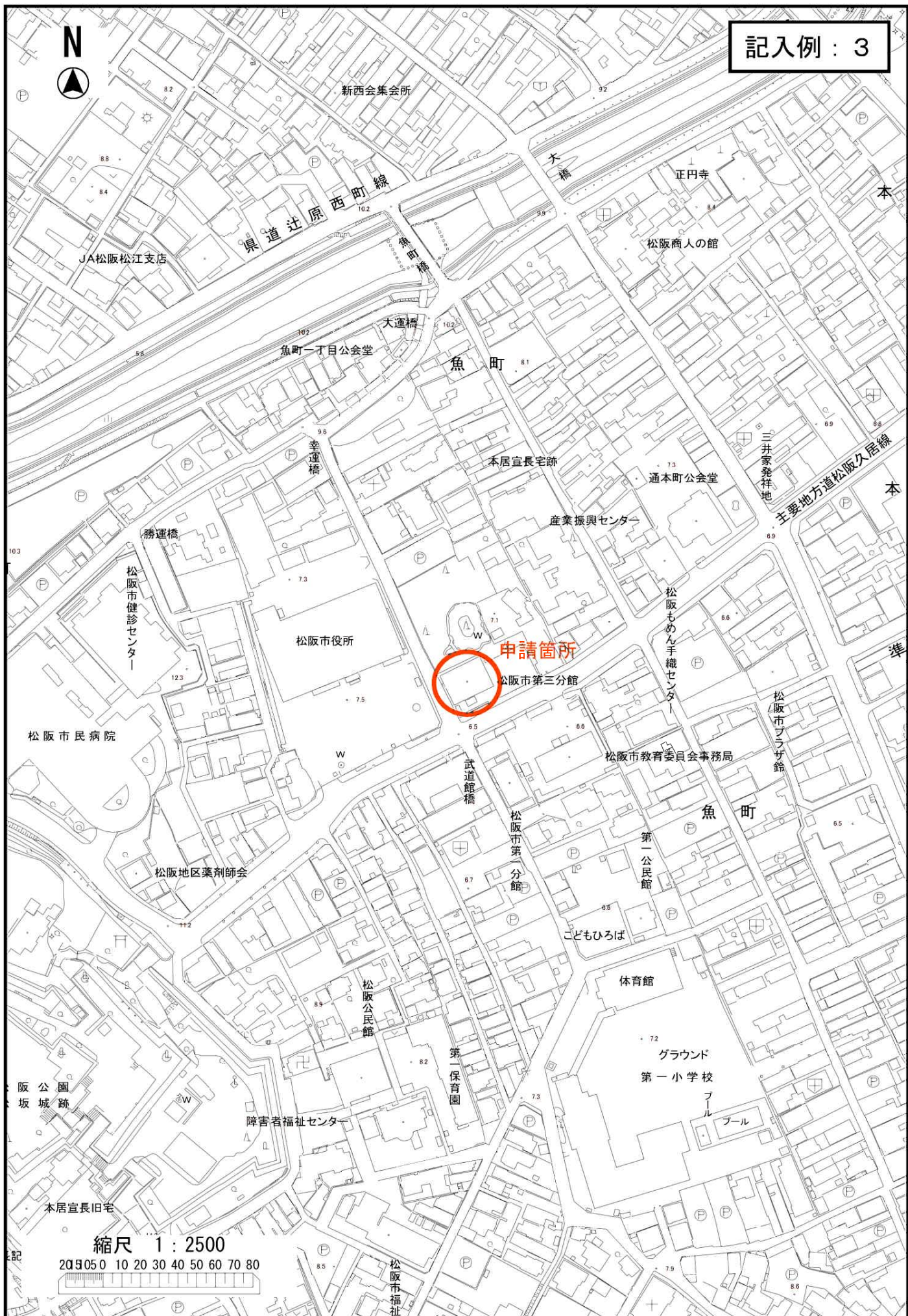
(記入例. 2)

様式第2号(第5条関係)

排水設備工事調書

種 別	形状寸法・規格	単位	数 量	単 価	金 額
(水洗便所工事)					
大便器		器	1. 0		
器具取付費		式	1. 0		
既設便槽処理(取り壊し)		式	1. 0		
小計					
(ます工事)					
インバート桷	曲 90° 100-150	個	1. 0		
〃	合 90° 100×50-150	個	2. 0		
〃	合 45° 100×75-150 段差付	個	1. 0		
トラップ桷	曲 100×50-150	個	1. 0		
ドロップ桷		個	1. 0		
桷設置工	平均深 46 c m	箇所	6. 0		
小計					
(排水管工事)					
管布設工	VUφ100 平均深 58cm	m	17. 7		
〃	VUφ75 平均深 30cm	m	2. 0		
〃	VUφ50 平均深 30cm	m	4. 5		
45° エルボ	φ75、φ50	個	4. 0		
小計					
(附帯工)					
Co 土間復旧	厚さ 5.0cm	m ²	3. 0		
小計					
工事費計					
諸経費					
計					
消費税					
工事金額合計					

単価、金額については適
宜記入してください。



平面図

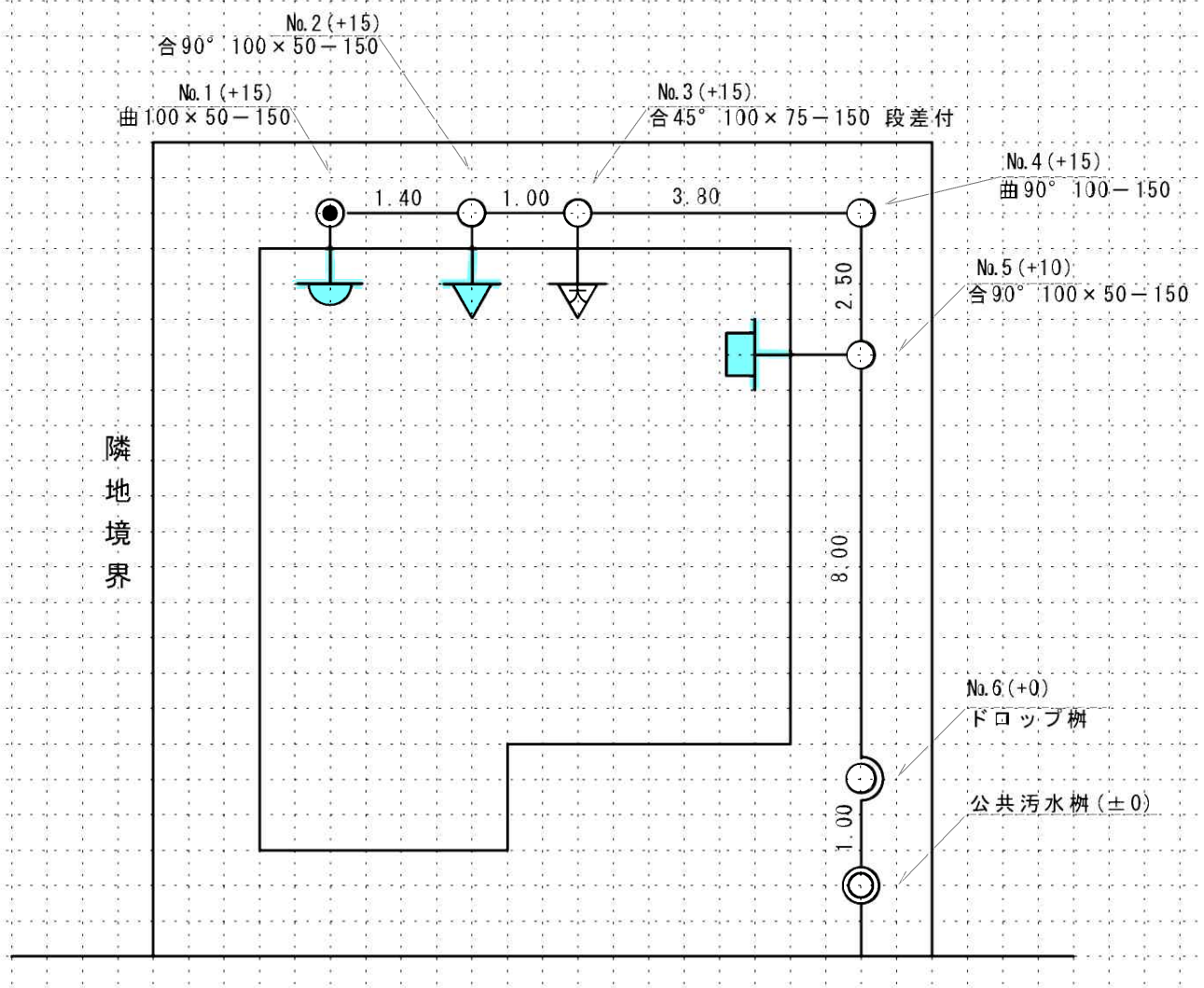
(表示)

1. 地盤高は、公共汚水樹天端高を(±0)と仮定して示す。
2. 汚水樹の表示は上流よりNo.1を定める。

(例)



3. 管路延長の表示

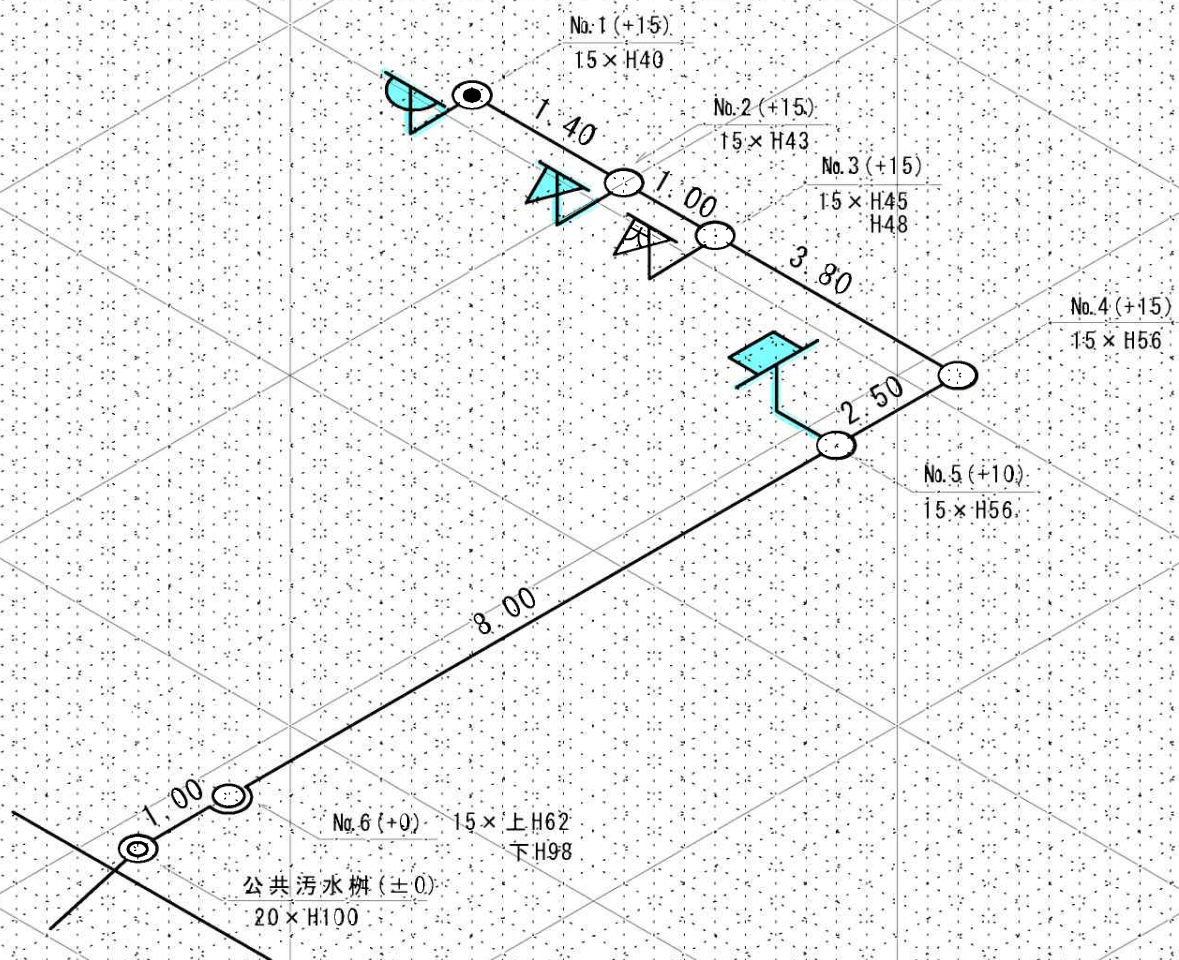


※既設部分は青で着色すること。

配管立図

(表示)

- 1 管種、管径、勾配を表示する。
- 2 管路延長の表示。
- 3 各栞の計画高、栞の深さ。
- 4 表示方法は、「下水道排水設備指針と解説」に準じる。



※既設部分は青で着色すること。

(記入例. 5)

様式第5号 (第8条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 松阪市上下水道事業管理者

届出者 住所 松阪市殿町1340番地1
氏名 松阪 太郎
(電話 0598 (53) 4132)

排水設備等工事完了届

排水設備等の工事が完了しましたので、松阪市公共下水道条例第14条第1項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

確認番号	第 〇〇〇〇 号
確認年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
設置場所	松阪市殿町1340番地1
使用者 (使用料納付者)	住所 松阪市殿町1340番地1 氏名 松阪 太郎 (電話0598 (53) 4132)
申請区分	排水設備 ☒ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築 水洗便所 ☒ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築 ☐ 浄化槽廃止
工事完了年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
指定工事店 (施工業者)	住所 松阪市〇〇町××番地 名称(商号) 甲山設備(有) 代表者 甲山 二郎 指定工事店番号 第1234号 (電話0598 (〇〇) 〇〇〇〇) 責任技術者氏名 乙山 三郎 (登録番号 第〇〇〇〇〇〇号)
備考	
完成検査確認欄 (記入しないでください。)	
検査年月日	年 月 日
検査結果	☐ 合格 ☐ 不合格
指示事項	
検査員氏名	
※ 再検査日	年 月 日

(注) 1 届出者が法人の場合は、「氏名」の欄に名称及び代表者氏名を記入してください。
2 □は、該当するところに正確に「レ」を記入してください。
3 工事完了の日から7日以内に提出してください。

(記入例. 6)

様式第 11 号 (第 13 条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 松阪市上下水道事業管理者

届出者 住 所 松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1
氏 名 松阪 太郎
※署名又は記名・押印 (認印可)
(電話 0598 (53) 4132)

公共下水道使用開始 (休止・廃止・再開・変更) 届

公共下水道の使用を開始 (休止・廃止・再開・変更) しますので、松阪市公共下水道条例第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

排水設備 設置場所	松阪市殿町 1 3 4 0 番地 1		
確認番号	第 〇〇〇〇 号		
届出の区分	☒ 開始 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 再開 ☐ 変更		
使用水の 区 分	☒ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 水道水と井戸水併用 ☐ その他 ()		
	水道水使用の場合	水栓番号 第 〇〇〇〇〇〇〇 号	
使用目的	☒ 一般家庭用 (☒ 住宅 ☐ 共同住宅等) ☐ 官公署・学校用 ☐ 病院用 ☐ 営業用 ☐ 会社・工場用 ☐ その他 ()		
使用人数	〇 人		
届出事項の開始日	年 月 日		
休止・廃止の 理 由			
変 更 の 場 合			
旧 使 用 者	住 所		
	氏 名	(電話 ())	
変更年月日	年 月 日		
変 更 理 由			
備 考			
※ 水道メーター指示水量		m ³	

- (注) 1 届出者が法人の場合は、「氏名」の欄に名称及び代表者氏名を記入してください。
2 □は、該当する所に正確に「レ」を記入してください。
3 ※は、記入しないでください。

§5 設計図

設計図は、位置図、平面図、配管立図、その他施工に必要な図面で構成する。

【解説】

1) 位置図

位置図には、申請箇所、公道、私道の別、目印となる付近の建物、町名、番地を記入する。

2) 設計図の記載数値の単位及び端数処理は表3-5のとおりとする。

表3-5 設計図の記載数値

種別	単位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下2位まで	1.23
マンホール、ますの寸法	cm		45
管径（呼び径）	mm		150
管のこう配		小数点以下1位まで	2.0/100
掃除口の口径	mm		75
ます、マンホールの深さ	cm		43
ますの天端高	cm		(+15)

注1 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

注2 管路延長は小数点以下2位を0か5にまとめる（二捨三入、七捨八入）

3) 設計図に記入する記号の例を表3-6に示す。

4) 平面図

平面図の縮尺は、1/200以上を標準とし、団地、ビル、工場等のように広大な敷地を有するものについては、必要に応じて縮尺を変えることができる。

平面図の記載方法の例を表3-7に示す。ただし、配管立図を作成する場合は図3-25に示すように簡潔に記載してもよい。

5) 配管立図

排水設備の相互の関係を明確にするために配管立図を作成する。ただし、建築設計図の給排水設備図又は衛生設備設計図がある場合はこれに代えてよい。

配管立図は、平面図等に対応させて作成し、縮尺は1/200以上を標準とするが、敷地等の規模に応じ図面の縮尺を変えることができる。

配管立図の記載数値、記号は表3-5、3-6の例による。

6) 縦断面図

第6章、§9.【解説】、5) 参照。

7) 構造物詳細図

グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽等がある場合は、その機能が分かる構造図・容量算定計算書等を作成する。

揚水ポンプを設置した場合は排水ポンプ構造図・揚水能力が分かる計算書等を添付する。

8) その他の事項

①3 階建以上の建築物

1階の平面図は屋外、屋内の排水設備を含めて作成し、2階以上は、配管計画が異なるごとにその代表的な階の平面図を作成する。

地下階については、最深階の排水槽、排水ポンプを含む平面図を作成し、排水ポンプの構造図、揚水能力が分かる計算書等を添付する。

表 3 - 6 設計図の記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類					
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるも のは除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器			底部有孔ます		丸 ます 角 ます
床 排 水 口			公共汚水ます		
ト ラ ッ プ			公共雨水ます		
掃 除 口			側溝（道路）		
露 出 掃 除 口			トラップます		丸 ます 角 ます
阻 集 器			雨 ど い		
排 水 管			境 界 線		黒又は青
通 気 管			建 物 外 壁		同上
立 管			建物間仕切り		同上
排 水 溝 (宅地内)			新設管（合流管 又は汚水管）		赤 色
汚 水 ます		丸 ます 角 ます	雨 水 管		緑 色
ドロップます (汚水)		丸 ます 角 ます	撤 去 管		黒 色
分 離 ます			既設又は在来管		赤…合流管又は 汚水管 緑…雨水管
雨 水 ます		丸 ます 角 ます	鋼 管	GP	
ドロップます (雨水)		丸 ます 角 ます	鑄 鉄 管	CIP	
陶 管	TP		耐 火 二 層 管	FDP	
陶 製 卵 形 管	ETP		強化プラスチック 複 合 管	FRPM	
鉄 コンクリート管	CP				
浸透ます			浸透管		緑色
床下集合配管 部			デイスボ-サー (排水処理シ ステム型)		

(別 紙)

排水設備工事について

排水設備工事において、各指定工事店及び他市町により排水設備工事の施工方法が異なる場合がありますが、施工方法については下水道法施工令第8条（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）及び松阪市公共下水道条例第4条（排水設備の接続方法及び内径等）に基づき施工することが規則ですので上記法令に基づき工事を行ってください。尚、上記法令には詳しい施工基準までは書かれていない為、基本的な施工基準として（社）日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」の最新版に基づき施工を行ってください。しかし、現場の施工状況で上記施工基準が遵守できない場合は、同等の機能を有する構造で、なおかつ維持管理が容易な構造であれば可とします。（特殊工法については要協議）

尚、構造等について、特に問い合わせが多いことを松阪市の指導として下記に記載しますので遵守していただくようお願いします。

1. ドロップ桧の設置について、公共マスへの接続で落差のある場合は設置すること。ドロップ桧の口径については、基本的に 150－100 とすること。

尚、現場の状況上、上記が設置できない場合は 100－100 でも可とする。

いずれの場合もドロップ桧底部の曲点については、90° 大曲りエルボを使用すること。また、ドロップ桧が現場状況により設置できない場合は、ホルソー受口でも可とする。（協議が必要です。）

2. トイレの合流箇所は、汚水の逆流を防ぐため 45° 段差付合流桧（45° Y S）を設置すること。

3. 屋外メイン管の口径について、100mm 以上とすること。尚、現場の状況により 100mm が設置できない場合は協議をお願いします。

4. 既設管路を使用する場合は、管と桧の状況等（勾配、管・桧の構造及び老朽化・維持管理方法・雨水流入の有無、器具の流入状況等）を十分確認した上で使用可能である場合、使用できることとする。尚、構造については、桧蓋を密閉させて雨水の流入を防止すること。コンクリート桧の場合、底部コンクリートの有無、底部及び管口に漏水が無い、十分に確認をお願いします。

5. 外流し排水の取り扱いについては、汚水が発生する場合は基本的に接続することとする。尚、庇等が無く雨水の流入があると思われる場合には、屋根を設置していただくか、外流し全体をカバー等で覆い、使用時のみカバーを取って使用して頂くか、雨水が入らないよう通常時はシンク底にゴム栓を設置し使用時にゴム栓を外し使用して頂くよう指導をお願いします。また、汚水が発生しない外流しについては雨水として取り扱い、下水道へ接続しなくても可とするが、その場合、洗剤等は使用しないように指導をお願いします。
6. 上記及び上記に無いことに関して、現場確認にて判断する箇所もありますので、問題等ありましたら各管内排水設備担当まで協議をお願いします。

○問合せ先

【旧松阪市管内】

松阪市上下水道部 下水道建設課

TEL 0598-53-4132

FAX 0598-26-4319

【旧嬉野町、旧三雲町管内】

北部上下水道事務所

TEL 0598-56-7906

FAX 0598-56-7148

※松阪市公共下水道条例抜粋

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第11条 指定工事店は、下水道に関する法令並びにこの条例及び管理者が定めるところに従うとともに、次に掲げる事項を遵守し、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

- (1) 排水設備工事の施工の依頼を受けたときは、正当な理由が無い限りこれを拒んではならない。
- (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、第5条に規定する排水設備等の計画の確認を受けた後でなければ着手してはならない。
- (6) 設計及び施工は、責任技術者の監理の下において実施しなければならない。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失により生じた場合を除き、無償で補修しなければならない。
- (8) 第14条に規定する検査の結果、工事が不完全であると認められたときは、速やかに改善し、又は補修し、再度検査を受けなければならない。
- (9) 災害等緊急時において排水設備等の復旧に関し管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定工事店の変更等の届出)

第12条 指定工事店は、第7条第2項の申請書に記載した事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第13条 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の指定を取り消し、又は6か月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 第8条第1項各号に適合しなくなったとき。
 - (2) 第11条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。
 - (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大であるとき。
 - (5) 不正な手段により第6条第2項の指定を受けたとき。
- 2 第8条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 第1項の規定により指定の効力の停止があった場合においては、当該停止の期間は、第6条第3項の有効期間に算入する。
- 4 第1項の規定による指定の取消し又は指定の効力の停止により、指定工事店に生じた損害については、市はその責めを負わない。

松阪市公共下水道排水設備指定工事店に係る指定取消等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市公共下水道条例（平成17年松阪市条例第225号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、松阪市公共下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定の取消し（以下「指定取消」という。）及び指定の効力の停止（以下「指定停止」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「指定停止」とは、別表に掲げる指定停止事由のいずれかに該当する場合において、指定工事店の効力を一時停止することをいう。

2 この要綱において「指定取消」とは、別表に掲げる指定取消事由のいずれかに該当する場合において、指定工事店の指定を取り消すことをいう。

(違反行為の区分及び違反点数等)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事店が別表1に定める指定停止事由又は指定取消事由のいずれかに該当する行為を行った場合は、別表1に定める基準により指定工事店の指定停止事由等の区分に応じて、違反点数を付する。

2 違反行為に対する処分の内容は、別表2とする。

3 一の事案が指定停止事由等の2以上に該当するときは、別表1に規定する違反点数の最も高い点数とする。

4 指定停止期間中において、新たに指定停止事由に該当する事実が生じたときは、当該事実に係る指定停止期間と適用中の指定停止期間の残存期間を合算するものとする。この場合において、合算期間は、180日を超えないものとする。

(指定取消又は指定停止事由の審査及び予定する処分の決定)

第4条 管理者は、排水設備工事の履行上の行為に関して指定工事店が指定取消事由又は指定停止事由に該当すると認められる場合は、当該指定工事店に対する指定取消の可否又は指定停止の可否及び期間について、松阪市上下水道指定工事店等審査委員会に諮り、予定する処分の決定を行なうものとする。

(指定取消又は指定停止処分の聴聞)

第5条 管理者は、前条の規定により決定された処分の決定を行うときは、松阪市行政手続条例（平成17年松阪市条例第8号）の規定に基づき聴聞手続きを行った後、当該指定工事店を指定取消又は指定停止の処分を行う。

(指定取消又は指定停止の通知)

第6条 管理者は、前条に規定する当該指定工事店の指定取消又は指定停止を行うときは、松阪市公共下水道排水設備指定工事店規程（平成21年松阪市上下水道部管理規程第26号）第6条の規定に基づき通知するものとする。

(指定取消又は指定停止に至らない事由の措置)

第7条 管理者は、第5条第1項の規定により指定取消又は指定停止を行わないと決定した場合において、必要があると認めるときは、その指定工事店に対し、書面若しくは口頭により警告又は注意を行うことができる。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年2月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、松阪市が改正前の松阪市公共下水道排水設備指定工事店に係る指定取消等措置基準の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

指定停止事由又は指定取消事由		違反点数
1	条例第13条第1項第1号関係	
	① 条例第8条第1項各号に適合しなくなったとき	18
2	条例第13条の第1項第2号関係	
	① 条例第11条第1項第1号関係 工事の依頼を請けたが、正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否したとき	3
	② 条例第11条第1項第2号関係 工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示さなければならない。	3
	③ 条例第11条第1項第3号関係 工事の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。	3
	④ 条例第11条第1項第4号関係 指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与してはならない。	3
	⑤ 条例第11条第1項第5号関係 工事は、第5条に規定する排水設備等の計画の確認を受けた後でなければ着手してはならない。 ※違反行為により下水道使用料の発生前での発覚の場合、又は発生する場合において、違反工事について使用者に対する説明をし、かつ、使用者が遡及賦課に係る下水道使用料の納付をした場合にあっては、工事1件当たり0.5点を減点するものとする。	6
	⑥ 条例第11条第1項第6号関係 設計及び施工は、責任技術者の監理の下において実施しなければならない。	3
	⑦ 条例第11条第1項第7号関係 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失により生じた場合を除き、無償で補修しなければならない。	6
	⑧ 条例第11条第1項第8号関係 第14条に規定する検査の結果、工事が不完全であると認められたときは、速やかに改善し、又は補修し、再度検査を受けなければならない。	6
	⑨ 条例第11条第1項第9号関係 災害等緊急時において排水設備等の復旧に関し管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。	3
	⑩ 上記①から⑨で定めるもののほか、条例等で定める書類等の届出を怠ったとき。	3
3	条例第13条第1項第3号関係	
	① 条例第12条に規定する指定工事店の変更の届出を怠ったとき	3
	② 条例第12条に規定する指定工事店の変更の届出において虚偽の届出をしたとき	18
4	条例第13条第1項第4号関係 その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。	6・9・12
5	条例第13条第1項第5号関係 不正な手段により排水設備指定工事店の指定を受けたとき。	18
6	その他	
	指定工事店としての信用を著しく失墜させる行為があったとき	9・12・15・18

※違反件数が1件の場合を表記の違反点数とする。

但し、2-①～⑧の事由の一の事案において、複数の工事を施工した場合にあっては、2件目以降の工事につき工事1件当たり1点を加算するものとする。

別表第2(第3条関係)

処分内容

処分基準点数	処分回数					
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
1点以上6点未満	文書による警告	30日の指定停止	60日のに指定停止	90日の指定停止	180日の指定停止	指定取消
6点以上9点未満	15日の指定停止	45日のに指定停止	90日の指定停止	180日の指定停止	指定取消	
9点以上12点未満	45日の指定停止	90日の指定停止	180日の指定停止	指定取消		
12点以上15点未満	90日の指定停止	180日の指定停止	指定取消			
15点以上18点未満	180日の指定停止	指定取消				
18点以上	指定取消					

備考

- 1 違反の回数については、この基準の施行前において処分したものも対象とし、将来において消滅しないものとする。
- 2 この基準の施行後において発覚した違反工事については、施行の前後或いは工事施工後の経過年数にかかわらず審査の対象とする。